入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和7年2月7日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 件 名 令和7年度消防用設備等保守点檢業務委託契約
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 神戸西労働基準監督署外24施設
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(5) 入札方法

入札価格は総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐 人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の 理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険 ②健康保険(全国保険協会が管掌するもの) ③船員保険
- ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域において「役務の提供等」(建物管理等各種保守管理)の「B」、「C」又は「D」等級の競争参加資格を有する者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8)過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、 労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正 措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。 ※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- 3 入札関係書類の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワ-14階

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当:奥田

電話:078-367-9176 メール:okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から**令和7年2月27日(木) 17時00分まで**、上記3(1)の場所(閉庁日を除く)及び兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。

(3) 入札参加に必要な書類等の提出期限等

提出期限:上記3(2)と同じ

提出方法:電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式 による場合、上記3(1)の場所に原則郵送(書留等配達記録が残るものに限る)す るものとし、伝送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(4) 入札書の提出期限等

提出期限:令和7年2月28日(金)17時00分まで

提出方法:原則電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は上記3(1)まで郵送(書留等配達記録が残るものに限る)すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年3月3日(月)10時30分 兵庫労働局 神戸クリスタルタワー14階総務課会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申 し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成を要する。
- (4) 入札者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する様式) を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。
- (5) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

(6) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(7) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず 下記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を 連絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田宛

Mail: okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ①入札件名:「令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約」
- ②受領日 (ダウンロード日)
- ③会社名、担当者名
- ④担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 業務内容

- (1) 件 名 令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 仕様書等による
- (4)契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 契約締結日

契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、業務内容の本業務価格のほか業務の履行に要する一切の諸経費を含め 契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。そのため、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域において「役務の提供等」(建物管理等各種保守管理)の「B」、「C」又は「D」等級の競争参加資格を有する者。
- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直 近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - 工 国民年金

- 才 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7)経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
 - ※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内 労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別 措置法

- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める 資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

- (1) 電子調達システムにより入札に参加する場合
 - ①入札参加申請書及び入札書受付開始

令和7年2月7日(金) 9時00分

- ※申請時添付書類
 - · 資格審査結果通知書(写)
 - ・保険料納付に係る申立書【様式5】
 - ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を制 約したもの)【様式6】
 - ·役員等名簿【様式7】
- ②入札参加申請書及び入札書受付締切
 - i) 入札参加申請書: 令和7年2月27日(木) 17時00分
 - ii) 入札書 : 令和7年2月28日(金) 17時00分
 - ※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※入札金額内訳書を添付すること。(任意様式)

③代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任 の手続きを終了しておかなければならない。

- (2) 紙により入札に参加する場合
 - ①競争入札参加申込書及び入札書受付開始

上記4(1)①と同様

※原則、郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)での受付とする。 競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって提出し、下 記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。

※申込時添付書類

· 資格審查結果通知書(写)

- ・保険料納付に係る申立書【様式5】
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を 制約したもの)【様式6】
- ·役員等名簿【様式7】
- ・競争入札参加申込書(紙入札方式)【様式1】
- ②競争入札参加申込書及び入札書受付締切(必着) 上記4(1)②と同様
- ③入札書提出方法

当局様式の入札書【様式2】にて作成し、封筒(長形3号)に入れ封をし、入 札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名(法人の場合はそ の名称または商号)、宛名(兵庫労働局支出負担行為担当官)及び「3月3日開札 令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約 入札書在中」と朱書きすること。

※入札金額内訳書を同封すること。(任意様式)

※原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、 余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。 また、下記(4)の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に 再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができ る。この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回 目の入札書であるかを必ず明記すること。

(3) 開札

①開札日時及び場所

令和7年3月3日(月) 10時30分 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局 総務課会議室

②電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者 は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記(2)の③の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に 提出していない紙入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2 回目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、 再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。また、電子調達システムに おいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局総務部総務課会計第四係 担当 奥田 電話 078-367-9176 メール: okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

5 入札及び開札に関する注意事項

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ①競争入札参加申込書または参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
 - ②入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を 兼ねた場合。
 - ③紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
 - ④紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
 - ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
 - ⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
 - ⑦担当官が入札不完全と認めた場合。
 - ⑧入札者に求められる義務を履行しなかったものが提出した場合。
 - ⑨誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合。
- (2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、<u>日付については提出日を記入すること</u> **と (開札日ではない)**。金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の末尾に. (ピリオド ハイフン)を記入すること。

また、入札金額については、諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入 札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落 札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未 満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げた金額とする。)を入札書に記載 すること。

- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 予定価格を超過するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (5) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを 実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (6) 入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届【様式4】を速やかに提出すること。
- (7) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表すると ともに当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき 情報公開請求がなされたときは公開することがあるため了承すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 前払金及び部分払

- ・前払金 なし
- ・部分払 あり

8 落札者の決定方法

- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名(法人の場合はその名称)及び 落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要

9 支払の条件 契約書(案)のとおり

10 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ①調達ポータルURL

https://www.p-portal.go.jp/

②調達ポータルヘルプデスクTEL

0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)

03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合)

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には 兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、質問書【様式8】により令和7年2月 19日(水)17時00分までに上記4の(5)に示した場所に提出すること。
- (5) 入札説明会は実施しない。
- (6) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (7) 契約関係書類の扱いについて
 - ①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。
- (8) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

競争入札参加申込書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

申込人 所 在 地 事業所名 代表者名

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

- 1. 件 名 令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約
- 2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
- ※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入 札 書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

住 所事業所名 代表者役職氏名 又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり 提出します。

件 名	令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約
入札金額(総価格)	
	(消費税および地方消費税は含まない)
電子くじ番号	
(3ケタ)	

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て)とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ)を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥(エンマーク)を、末尾には. - (ピリオドハイフン)を記載すること。

※電子くじ番号は、<u>3 ケタの数字を記入すること</u>。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けないものとする。

委 任 状

				:	私儀
今般		_を代理人と定め、	次の入札	.及び見	見積に
関する一切の権限を委任します。					
	記				
入札件名 令和7年度消防	方用設備等保守点検	業務委託契約			
		令和	年	月	日
支出負担行為担当官					
兵庫労働局総務部長	殿				
住	所				
名	称				

氏 名

代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

記

- 1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。
 - (1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人となります。
- 2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。
 - (1) 委任状は、
 - ①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。
 - ②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通の、計2通作成してください。
 - ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長となります。
 - イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記(1) イ.の代理人となります。
 - 3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人 を兼ねることができません。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

> 所在地 事業所名 代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社 に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分 を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

□私

□ 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一 切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 参加資格の適正化
- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日 住所(又は所在地) 社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員等名簿(様式7)を添付すること。

役員等名簿

事業所名		
所在地		

役職名	(フリガナ) 氏名	生	年月日	
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	B

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。 個人の場合は、本様式の提出は要しない。

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

住所事業所名代表者役職氏名

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件 名	令和7年度消防用設備等保守点検業務委託契約
	(質問事項を具体的に記入する)
質問事項	
貝미尹次	

※ 任意の様式でも可能、また代表者等の押印は不要です。

(案)

令和7年度 消防用設備等保守点検業務委託契約

兵庫労働局

2. 建築物の所在地 神戸市兵庫区水木通 10 - 1 - 5

神戸西労働基準監督署外24施設

3. 履 行 期 間 自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

4. 契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。) が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とす る。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予 算の期間分のみの契約とする場合がある。

5. 契 約 金 額 ¥●●●, ●●●. -

(うち取引に係る消費税額 $Y = \emptyset$, $\emptyset = \emptyset$. -)

6. 契約保証金 甲はこの契約の契約保証金を免除する。

上記の業務について、発注者 支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 ●● ●● を甲1(以下「甲1」という。)及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部契約担当役支部長 ●● ●● を甲2(以下「甲2」という。)(以下「甲1」及び「甲2」を「甲」という。)とし、受注者 ●● ●● を乙(以下「乙」という。)として、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本 国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下 同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履 行期間」という。)内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行なわなければならない。
 - 4 この約款の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この約款の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号) 及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 8 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第 28 条の規定に基づき、甲乙協義の上選定さ

れる調停人が行うものを除く。)の申立てについては、神戸地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

- 11 甲が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に閲し、乙から甲に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(契約代金内訳書及び業務計画書)

- 第2条 乙は、本契約締結後速やかに、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。 なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。
 - 2 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その 承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
 - 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条 第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委任し、又は請負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される 第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使 用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第6条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責

任を負う。

2 乙は法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通 知しなければならない。

(施設管理担当者)

- 第7条 甲は、この契約の履行に閲し甲の指定する職員(以下「施設管理担当者」という。) を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したとき も同様とする。
 - 2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

- 第8条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものと する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
 - 2 業務責任者は、この契約の履行に閲し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変 更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契 約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第9条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著し く不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必 要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ の結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

- 第10条 乙は、仕様書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。
 - 2 甲又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対し

て業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

- 第 11 条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等(以下「控室等」という。)を提供するよう努めるものとする。
 - 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを 使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原 状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第 12 条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ 乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第 14 条 履行期間の変更については、甲乙協義して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

- 第 15 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲 が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第 16 条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのある ときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、 乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

- 第 17 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。
 - 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の 負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由 によるときにはその限度において甲の負担とする。
 - 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

- 第18条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、 当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の 期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償 を請求することができる。

(契約代金の支払)

- 第19条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を6ヶ月毎に「別表:契約代金内 訳表」の請求額を甲に請求することができる。ただし、請求書については、「別表: 契約代金内訳表」のとおりに作成し、甲に請求するものとする。
 - 2 甲は、前項の請求があったときは、入居庁に対し、分担額を直接乙に支払うよう通 知しなければならない。
 - 3 甲は、第1項により適法な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に代金を乙に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

- 第20条 甲は、第18条に規定する検査後において、通常発見し得ない不完全履行等、業務が 契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を確認した場合、 これを知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)そ の旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙 はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合にお いて、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、修繕等により完全な履行を行うこと
 - 二 直ちに代金の減額を行うこと
 - 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(甲の契約解除権)

- 第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定す る期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認 められるときは、何らの催告を要しない。
 - 一 履行期限内に業務を終了しないとき。
 - 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 四 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は 詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - 五 第28条の規定に違反したとき。
 - 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査 を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
 - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の 責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 第22条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項又は第2項に規定する場合のほか必要が あるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼ

したときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

- 第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除すること ができる。
 - 一 第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 甲が第28条の規定に違反したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
 - 2 第21条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第 24 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
 - 2 乙は、この契約の履行に着手後、第22条による契約解除により損害を生じたときは、 甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができ る。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償する ものとする。

(再委託)

- 第25条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
 - 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、 その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、こ の限りでない。
 - 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な 事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第26条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第25条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第27条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の 商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図 を甲に提出しなければならない。
 - 2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変 更の場合。
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
 - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたと きは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏ら し、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も 同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

- 第29条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定 の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の 日まで年3パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
 - 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第19条第3項の規定による契約 代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額 に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うも のとする。

(賠償等の徴収)

第30条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないと きは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額 及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第31条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合 において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を 生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調 停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、 甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、 その他のものは甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は 乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担 当者の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び第4項の規定により乙 が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が 経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求する ことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第32条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本 契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽が あったことが判明したとき。
 - 四 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは 同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書 の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第33条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部 を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基

- づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同 法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 五 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第34条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に通知する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第35条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、催告その他の手続を要せず、 乙に対する書面による通知により、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書 に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第36条 前条までの規定により乙が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に 基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約 金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならな い。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第37条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、 当該期日を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で 計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第38条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本 契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第39条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第40条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約する。 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等 (下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該 契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としない ことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第41条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該 下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけれ ばならない。
 - 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下 請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措 置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第42条 甲は、第20条第2項、第21条第1項、同条第2項、第35条、第38条、第39条、 第41条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、 何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第 20 条第 2 項、第 21 条第 1 項、同条第 2 項、第 35 条、第 38 条、第 39 条、第 41 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第43条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ 等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、 速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協 力を行うものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第44条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ 甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第 45 条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第 20 条、第 21 条第 1 項、第 24 条、第 28 条、第 29 条第 2 項、第 33 条、第 36 条、第 37 条、第 40 条、第 42 条、第 44 条及び 本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の証として、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲1 住所 神戸市中央区東川崎町1-1-3

氏名 支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 ●● ●●

甲 2 住所 尼崎市武庫豊町 3 - 1 - 50

氏名 独立行政法人高齢·障害·求職者雇用支援機構 兵庫支部

契約担当役支部長 ●● ●●

乙 受注者 住所

氏名

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

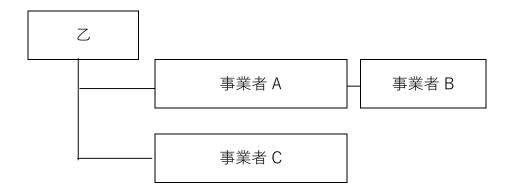
履行体制図

履行体制図に記載すべき事項

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

履行体制図の記載例

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
А			
В			
С			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1. 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

単位:円(消費税込)

① 兵庫労働局に請求書を提出するもの 宛名:「官署支出官 兵庫労働局長」

	上半期	下半期	合計
兵庫労働局 分			0
自衛隊兵庫地方協力本部 分			0
合 計	0	0	0

② 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部に請求書を提出するもの 宛先:「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 兵庫支部」

	上半期	下半期	合計
独立行政法人高齡·障害·求職者 雇用支援機構兵庫支部			0

消防用設備等保守点検業務委託契約特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名

令和7年度消防用設備保守点檢業務委託契約

2 履行場所

別紙1「履行場所一覧」のとおり

3 点検対象消防用設備 別紙 2 「点検機器数量内訳」のとおり

4 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

第2 目的と範囲

本業務は兵庫労働局管内の労働基準監督署、公共職業安定所及び公務員宿舎の消防 用設備の保全のため業務従事者を派遣し、消防法、同施行令及び同法施行規則に定める 基準に基づき所要の点検を行い、もって各庁舎の防火管理者の行う維持管理業務を補 佐し、その結果を報告すると共に、消防用設備等を常に良好な状態に維持し、不慮の事 故に備えることを目的とする。

第3 一般事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(最新版)」(以下「共仕」という。)による。
- (2) 本仕様書および共仕に定めがない事項は、施設管理担当者(契約書第7条)と協議する。
- (3)業務責任者(契約書第8条)は、消防設備士又は消防設備点検資格者に限る。また、 設備の点検整備および保守業務については、作業の内容判断ができる技術力および必 要な技能を有する消防設備士又は消防設備点検資格者とすること。その他関係法令に より業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者がその業務を 行うものとする。
- (4) 点検等により発見した不具合はその状況および原因を、修繕等の対処方法を含めて施設管理担当者に報告するものとする。ただし緊急を要する場合については応急処置を施し事態拡大を防ぐものとし、対応後速やかに施設管理担当者に報告すること。
- (5)業務で発生した廃棄物は適正に処分し、施設内に放置しないこと。

第4 契約締結日

契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

第5 業務内容

1 機器点検および総合点検

前年度点検結果を共有するので、今年度の点検ができない箇所等があれば報告すること。

(1)総合点検

消防法その他関係法令に基づき、消防用設備の全体を作動させ総合的な機能についての点検を年1回行うものとし、8月31日までの間に機器点検と同時に実施する。

(2)機器点検

消防法その他関係法令に基づき、機器の適正な配置、損傷の有無等外観からの確認・簡易な操作により機器の機能についての点検を年2回行うものとし、上半期は8月31日までの間に総合点検と同時に、下半期は1月31日までの間に実施する。

(3) 第二種圧力容器自主点検

機器点検の際に、神戸公共職業安定所地下1階に設置している泡消火設備について、別紙4に基づいて点検を行うこと。

(4) 実施日時について

総合点検及び機器点検の日時については、全施設の希望日時一覧表を作成のうえ、 初点検日の10日以上前に兵庫労働局会計第四係あて提出して承認を得ること。そ の後、やむを得ず日時を変更する必要が生じた場合は、施設管理担当者と協議するこ と。なお、日時を変更する可能性があるため、余裕をもって点検の希望日時を設定す ること。また、点検箇所の多い施設及び遠方の施設に関しては、予備日を設定するこ とが望ましい。

実施日は開庁日である平日(12月29日から1月3日を除く)に、実施時間は8時30分から17時15分までの間に着手完了するよう設定すること。ただし、やむを得ない理由があるときは、事前に施設管理担当者と協議すること。

なお、灘公共職業安定所の排煙窓点検については、業務時間中に作動させると業務への影響が大きいため、平日の閉庁時間(概ね17時15分以降)又は閉庁日(土日祝)に実施すること。

また、<u>豊岡江本宿舎の点検については、平日(土、日及び祝日を除く日)の午後6</u>時00分以降に実施すること。

乙は業務を行うため各履行場所に立ち入る時は、あらかじめ甲の承認を得るもの とし、業務の実施に当たっては、甲等の担当者の指示に従わなければならない。

2 予防措置等

(1) 危害及び損害予防措置

本業務の実施に当たって、当該施設及び入居官署又は第三者に危害又は損害を与えないように万全の措置を採らなければならない。また、危害又は損害を与えた場合、若しくはそのおそれがある場合には、作業責任者は直ちに兵庫労働局会計第四係に報告すること。

(2) 破損箇所に対する措置

作業責任者は、業務中に発見した破損及び故障箇所について適切な判断を下し、 本契約の範囲内で材料部品の交換修理又は応急措置を講じること。応急措置ができない場合には、適切な損害予防措置を採ること。必要となる修繕・改修工事について任意の報告書と工事にかかる見積書を兵庫労働局会計第四係あて提出すること。

(3) 賠償責任

乙が、故意又は過失等により甲及び入居官署又は第三者に損害を与えたときは、乙において賠償責任を負うものとする。

3 保守業務

- (1)設備について事故・故障・不具合発生の連絡を受けた場合について、早急に(概ね 2時間以内)に一次対応処置を行うこと。またその後に必要となる修繕・改修工事について任意の報告書と工事にかかる見積書を兵庫労働局会計第四係あて提出すること。
- (2) 潤滑油・グリス等の補充、ランプ・ヒューズ・パッキン等の交換といった軽微な補 修については本契約の範囲内で行うこと。
- (3) 部品及び機器の修理、取替、調整に使用する材料は、全て品質良好なもので、規格 (JIS)等指定のあるものは、規格品を使用するものとする。

4 費用負担区分

(1) 用水、電力、その他の貸与

本業務を遂行するために必要な用水、電力、資機材置場等は無償で貸与する。ただし、用水、電力の使用については、必要最小限に努めること。

(2) 保守機器等の負担

本業務を遂行するために使用する機器類、軽微な消耗部品等は乙の負担とする。

5 担当者の立合い等

作業責任者は、業務終了後、施設管理担当者の立合いを求めるものとする。ただし、 施設管理担当者があらかじめ承諾したときは、立合いによらず、写真記録等により確認 を受けることができる。

- 第6 報告書その他提出書類(成果物)
 - 1. 提出書類
 - (1) 契約締結後速やかに提出するもの

業務責任者等にかかる下記事項について、任意の書面をもって通知すること。なお変更があった場合も同様とする。

- ①氏名、所属部署及び緊急時連絡先
- ②受注者との雇用関係又はこれを証明する書類の添付
- ③消防設備士又は消防設備点検資格者であることを証明する書類の添付
- (2) 9月30日までに提出するもの
 - ①総合点検及び機器点検の報告書 紙媒体2部及びデータCD-R1部
 - ア 「消防庁告示第9号・第14号」に定める報告書及び様式(施設ごと)
 - イ 「第二種圧力容器自主点検記録」(別紙4)
 - ②上半期総括報告書 紙媒体1部及びデータCD-R1部
 - ア 「消防用設備機器プロット図」(非常用照明装置を含む)
 - ※現状のプロット図については、発注者が業務の実施に先立ち貸与する。既存分と相違があった場合は、これを修正し、修正箇所を明示すること。
 - イ 「故障箇所、懸案事項等確認シート」(別紙3)
 - ※上記アのプロット図に不具合箇所を表示すること。
 - ウ 任意の総括表
 - ※施設ごとに故障箇所及び懸案事項を項目に分け、緊急度及び重要度を明示 したものとする。
 - エ 修繕等にかかる施設ごとの見積書
 - ※メーカーへの依頼が必要な見積書に関しては、乙からメーカーへ依頼し、乙から甲へ見積書を提出すること。

ただし、緊急を要する修繕等である場合、甲から直接メーカーへ見積書を依頼することができる。

- (3) 2月28日までに提出するもの
 - ①機器点検の報告書 紙媒体2部及びデータCD-R1部
 - ②下半期総括報告書 紙媒体1部及びデータCD-R1部

各報告書の内容は、上記(2)と同様である。

ただし、「修繕等に係る施設ごとの見積書」において、上半期に提出したものから 変更がない施設については、提出を免除することがある。

提出先

〒650-0004 神戸市中央区東川崎町一丁目1-3 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局総務部総務課 会計第四係

第7 関係書類の整備及び保管

次の書類は常に整備及び保管し、関係官署への報告等について対応できるようにしておくものとする。

- (1) 関係法令に定められた書類及び届出書
- (2) その他保守管理上必要とする書類

第8 責務

1 法令の遵守

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守し、施設の安全と良好な環境の保持に努めなければならない。

2 情報管理・守秘義務

受託者は、善良なる管理者の注意をもって業務を行わなければならない。

また、本業務上知り得た発注者及び入居官署の情報・秘密を第三者に漏らしてはならず、本業務以外の目的で利用しないものとする。また、その情報の管理を適切に行うこと。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

3 信用失墜行為の禁止

乙は、甲の信用を失墜する行為をしてはならない。

4 業務従事者の明確化

乙は、本業務の実施に先立って、作業する業務従事者に業務をするに適した統一された服装及び名札の着用をさせなければならない。

なお、これに係る費用は乙の負担とする。

5 業務従事者への指導教育

乙は甲及び入居官署の業務の特殊性を十分に理解した上、管理運営に支障を来すことのないよう業務従事者に対して受託業務上必要な教育訓練を実施して、円滑な業務の確保を図らなければならない。

6 改善業務

本業務に関して調査又は報告を求め、必要があるときは改善を求めることができる ものとする。この場合、業務責任者は直ちにこれに応じてその結果を報告しなければな らない。

第9 特記事項

(1) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている点検方法等の使用に関し

ては、その費用負担及び使用交渉の一切を受注者にて行うものとする。

- (2) 点検・保守が困難な部分等の対応については、事前に施設管理担当者と協議すること。
- (3) 点検日時については、実施時間や交通事情等を考慮して、業務責任者等に大きな負担がかからないように、余裕をもって設定すること。また、業務責任者に補助者をおくなどして、負担軽減に努めること。
- (4) 受託者は、業務の全部又は業務のうち総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理 部分については、第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社 をいう)を含む。)に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、事 前に再委託する業務、再委託先等を委託者に申請し、その承認を受けること。また、 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。
- (5) 情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先に その問題の内容について報告すること。

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 10078-367-9176

第10 留意事項

- (1) 発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に対価を支払う。
- (2) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (3) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定である
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

履行場所一覧

番号	施設名	建築年次	階数	延面積	郵便番号	所 在 地	電話番号
1	神戸西労働基準監督署	Н8. 7	3	1324 m²	652-0802	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831
2	姫路労働基準監督署	S56. 2	2	853 m²	670-0947	姫路市北条1-83	079-224-1481
3	加古川労働基準監督署	S63. 3	2	944 m²	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
4	但馬労働基準監督署	H12. 12	2	893 m²	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
5	淡路労働基準監督署	S50. 3	2	445 m²	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591
6	神戸公共職業安定所	Н9. 6	6-(1)	4627 m²	650-0025	神戸市中央区相生町1-3-1	078-362-8609
7	神戸公共職業安定所 港労働出張所	H8. 2	2	232 m²	650-0042	神戸市中央区波止場町6-11	078-351-1671
8	神戸公共職業安定所 三田出張所	Н6. 6	2	649 m²	669-1531	三田市天神1丁目5-25	079-563-8609
9	姫路公共職業安定所東館	S49. 4	2	1121 m²	670-0947	姫路市北条字中道250	079-222-8609
10	姫路公共職業安定所西館	S49. 4	2	423 m²	670-0947	姫路市北条字定旨234-1	079-222-8609
11	加古川公共職業安定所	S47. 3	2	1321 m²	675-0017	加古川市野口町良野1742	079-421-8609
12	明石公共職業安定所	S48. 3	2	1209 m²	673-0891	明石市大明石町2-3-37	078-912-2277
13	豊岡公共職業安定所 香住出張所	S50. 9	2	419 m²	669-6544	美方郡香美町香住区香住844-1	0796-36-0136
14	豊岡公共職業安定所 八鹿出張所	S44. 12	2	605 m²	667-0021	養父市八鹿町八鹿1121-1	079-662-2217
15	豊岡公共職業安定所 和田山分室	S61. 7	2	357 m²	669-5202	朝来市和田山町東谷宮ノ下105-2	079-672-2116
16	柏原公共職業安定所	H12. 12	3	961 m²	669-3309	丹波市柏原町柏原字八之坪1569-3	0795-72-1070
17	柏原公共職業安定所 篠山出張所	S55. 3	2	421 m²	669-2341	篠山市郡家403-11	079-552-0092
18	龍野公共職業安定所	S57. 3	2	682 m²	679-4167	たつの市龍野町富永田井屋畑1005-48	0791-62-0981
19	龍野公共職業安定所 赤穂出張所	Н8. 7	2	623 m²	678-0232	赤穂市中広字北907-8	0791-42-2376
20	西神公共職業安定所	H1.3	2	992 m²	651-2273	神戸市西区糀台5-3-8	078-991-1100
21	灘公共職業安定所・兵庫障害者職業センター	H14. 8	3-1	2978 m²	657-0833	神戸市灘区大内通5-2-2	078-861-8609
22	伊丹労働総合庁舎	H2.3	3	1469 m²	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-8609
23	西脇地方合同庁舎	Н6.6	4	2370 m²	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3181
24	相生地方合同庁舎	Н7.7	4	2374 m²	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-1020
25	豊岡江本宿舎	H12. 12	4	563 m²	668-0854	豊岡市八社宮字一本松806	078-367-9176

点検機器数量内訳

点颅機器数量内訳																					1											
項目		自動火災報知設備							ガ	ス漏れ火 警報器	災	防排煙制御設備						消火器		屋内消 火栓 設備	泡消火 設備	避難器具	誘	導灯	非常警 報設備	非常照明	自家発電設備	蓄電池設備				
対象施設 (略称)	受信機 (10回線以下)	受信機 (20回線以下)	P 型 2 級	差動式スポット型熱感知器	定温式スポット型熱感知器	光電式スポット型煙感知器	P型1,2級発信機	音響装置	予備電源・蓄電池試験	受信機(多重)	検知器	予備電源	制御盤・操作盤	光電式スポット型煙感知器	防火扉	防火シャッター	防火ダンパー	排煙窓	垂れ壁	手動開閉装置	強化液消火器	C O 2 消火器	粉末消火器	屋内消火栓設備	泡消火設備	はしご等	誘導灯	誘導標識	非常警報設備	非常照明	自家発電設備	蓄電池設備
(単位)	抽	面	面		個					抽			抽		枚			式	枚	-	個	個	-	式	式	基	個	個	式	個	式	式
1. 神戸西署	1			31	7	16	3	5	1	1	4	1	1	8	1	2	3			3			15			1				40		
2. 姫路署																							6					3	2			
3. 加古川署																							9						2			
4. 但馬署																							9						2	11		
5. 淡路署																							8			1			2			
6. 神戸所		1		56	16	66	13	14	1				1	11	6	2	3		46	17			15	1	1		6			137	1	2
7. 港出張所			1	20	2	1	3	3	1														6				2			10		
8. 三田出張所																							5						2			
9. 姫路所東館			1	27		2	2	2	1													1	14				2			32		
10. 姫路所西館																						1	3				3		2			
11. 加古川所	1			34	4	9	4	4	1													2	9							25		
12. 明石所	1			29	2	3	2	2	1		1		1	1		1				1		1	11					4		33		
13. 香住出張所																							5						2			
14. 八鹿出張所																							7			1			2			
15. 和田山分室																							3									
16. 柏原所																							8			1			3	32		
17. 篠山出張所																							9						2			
18. 龍野所																							7				2	2	2			
19. 赤穂出張所																							8						2			
20. 西神所																							6			1		1	3			
21. 灘所・センター		1		87	6	16	4	8	1	2	2	1	1	5	13	6		91		35		1	26				1	3		111		1
22. 伊丹合庁	1			23	5	37	3	5	1				1	4	4	1	3			1			8			1		5		40		
23. 西脇合庁		1		72	10	25	4	9	1				1	8	3	7	2					1	15					11		91		
24. 相生合庁	1			85	13	12	6	6	1				1	17	2	3	2			3		_	13							78		
25. 豊岡江本宿舎				00	10	10			-					1.			-						4			6			4			
승計	5	3	2	464	65	187	44	58	10	3	7	2	7	54	29	22	13	91	46	60	0	7	229	1	1	12	16	29	32	640	1	3

故障箇所・懸案事項等確認シート

確 認 日	
記 入 者	
施 設 名	
場 所	
部 位	
状 况	
不具合等の原因	
不具合等の対応	
写真	撮影日:
	写真貼付欄

第二種圧力容器自主点検記録

(ボイラー及び圧力容器安全規則に基づく)

(要3年間保存)

設置場所 神戸公共職業安定所 地下1階消火ポンプ室内 泡消火設備

点検日

点検者

	点検項目	点検結果(該当に○印)
1	本体の損傷の有無	有 • 無
2	ふたの締付けボルトの磨耗の有無	有 • 無
3	管及び弁の損傷の有無	有 • 無